



北村 あや子 区政ニュース

「新年度予算案」の組み替え動議を提出～日本共産党区議団

日本共産党区議団は、区提出の新年度予算案について、区長に撤回・再提出を求める動議を出しました。右表の事項組み換えを行うよう求めています。

コロナ禍で区民はかつてなく深刻な打撃を受け続けています。いのちと暮らしを最優先に守る地方自治体の責務からみて極めて不十分であると指摘しました。

一方で西日暮里駅前地区再開発には、区単独で一般財源3億円強を投入する予算になっています。

いのちと暮らしを最優先に、不要不急な再開発をやる予算にするため全力を尽くします。

予算特別委員会でのひとこま

「民生費」のなかで、区民の生活に直接かかわる新規施策はどのようなものがあるか質問したところ、区がすぐに返答できなかった場面がありました。「医療的ケア児支援」「多胎児支援」など評価できる予算編成もありますが、コロナ3年目を迎え格差が広がる今、区民に十分寄り添う予算とは言いがたい…。

＜組み換えの具体的提案＞

歳出減額の主なもの	
市街地再開発事業の削減 (西日暮里駅前地区事業費全額)	6億2900万円
区の学力テストの中止	2846万円
マイナンバーカード普及啓発費減額	12万円
歳入の増額	
財政調整基金繰入	2億535万円
産業振興基金繰入	3億円
歳出増が区の主なもの	
保健所職員の増員・定員化	7000万円
検査体制の抜本的拡充	5000万円
事業継続支援補助金交付	3億円
「町屋さくら」の運行経費補填	3000万円
子ども医療費助成18歳まで	1億1000万円
就学援助の対象拡大	9000万円
エアコン購入助成	500万円
簡易耐震工事助成	2000万円

ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議を可決～荒川区議会

3月3日、荒川区議会2月会議において、ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議を全会一致で可決しました。全文は右枠のとおりです。同時に荒川区も「ロシアのウクライナへの軍事侵攻に抗議する声明」を発表しました。戦争だけは絶対にだめ。声をあげていきましょう。



ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

2月24日、ロシアがウクライナへ軍事侵略した。また、核兵器の使用を示唆して、他国を牽制している。

これは、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、国連憲章や国際法に違反する行為である。

平和都市を宣言している荒川区は、ウクライナへの攻撃や主権侵害に抗議し、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、核兵器を使用することには、唯一の戦争被爆国として断固反対する。

以上、決議する。

令和4年3月3日
荒川区議会



予算特別委員会でわかったこと、要望したこと

新規 荒川区の高齢者補聴器助成事業

来年度予算案に126万円が計上されました。質疑の中で制度内容概要が明らかになりました。

助成額: 上限 25,000 円

対象: 65 歳以上、住民税非課税の方

区は年間 50 件ほどで見込んでおり、管理医療機器の補聴器に支給されます。また、たんぽぽセンターでは「聞こえの相談窓口」を開設する予定です。

港区では 4 月から助成額が上限 137,000 円(住民税非課税)、使用前後の相談も手厚い「港区モデル」。画期的な助成制度です。三鷹市は 18 歳から上限 4 万円で事業が始まります。聞こえの問題は認知症にもつながりかねません。今後、他区の制度も参考にしてほしいものです。

あらかわ遊園

4 月にリニューアルオープンを予定しています。地域住民向けのプレオープンも行います。コロナの感染対策として 1 日



あらかわ遊園 twitter より

入園者数を上限 1,300 人に。事前予約となります。

大人の入園料がこれまでの 4 倍・800 円となると、気軽に行けなくなる、との住民からの意見を伝え改善を求めました。区は区民向け年間パスポートを検討していると答えるだけ。区民料金の設定を求めました。

町屋文化センターのカルチャー講座 → 当面、講師直接貸出で継続

町屋文化センターの読売日本テレビ文化センターが 3 月 31 日をもって撤退することになり、ACC(公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団)が後任事業者の選定、打診をしてきましたが、現在のコロナ感染状況を考

えると講座運営を受託できないとのこと。

現時点では後任が決まら

ず、91 講座のうち 60 講座は担当講師に直接会場を貸し出す形で講座を継続することになります。今後、文化芸術の区民要望にどう応えていくのか。区の取り組みが問われています。

ご意見をお寄せください。



↑ 町屋文化センター

法律
HOURITSU SOUDAN
相談

日時: 3 月 18 日(金)

18:30~20:00

TEL&FAX: 03-3894-6668 要予約

会場: 北村あや子事務所

日々の生活、仕事...ひとりで悩まずご相談を。弁護士と北村が相談を受けます。

生活相談はいつでもどうぞ。